

主な指摘事項【介護予防支援】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	契約書及び重要事項説明書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 ・事業の目的について記載すること。 ・職員の職種、員数及び職務内容について記載すること。	1件
運営	指定介護予防支援の 具体的取扱方針	・モニタリングについて、利用者の居宅を訪問しない月においては、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行う必要があるが、これを行っていないものが見受けられた。利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、1月に1回はその結果を記録すること。 ・介護予防サービス計画に介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合、主治の医師等の指示が必要であるが、計画策定後に主治の医師等から指示を受けているものが見受けられた。事前に主治の医師等の指示を確認してから計画を策定すること。	1件

計2件